

2024年4月26日

各位

会社名 株式会社モバイルファクトリー  
代表者名 代表取締役 宮脇 裕二  
(コード：3912 東証スタンダード)  
問合せ先 常務執行役員 佐藤 舞子  
(TEL. 050-1743-6211)

## 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行 並びに従業員持株会の奨励金付与率引き上げに関するお知らせ

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり第18回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

また、当社は、人的資本経営への取り組みの一環として、従業員持株会の奨励金付与率を引き上げることといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、社内の人材を維持し、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は89,000株であり、発行決議日現在の発行済株式総数8,925,495株の1.0%に相当いたします。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

#### II. 新株予約権の発行要項

##### 1. 新株予約権の数

890個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式89,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

##### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,000円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定

モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 697 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025 年 4 月 1 日から 2033 年 12 月 31 日までとする。

#### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2024年12月期から2029年12月期におけるEBITDAの額が、下記(a)乃至(h)に掲げる水準を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 12.5億円を超過した場合	：行使可能割合	10%
(b) 14.5億円を超過した場合	：行使可能割合	20%
(c) 15.5億円を超過した場合	：行使可能割合	30%
(d) 16.5億円を超過した場合	：行使可能割合	40%
(e) 17.5億円を超過した場合	：行使可能割合	50%
(f) 19億円を超過した場合	：行使可能割合	65%
(g) 21億円を超過した場合	：行使可能割合	80%
(h) 23億円を超過した場合	：行使可能割合	100%

なお、上記における EBITDA の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者（以下、本号に限り「贈与者」という。）は、当社取締役会の決議による承認を得ている場合に限り、新株予約権を任意の対象者（以下、本号に限り「受贈者」という。）に贈与することができる。ただし、受贈者が当該権利を行使するには、次に掲げる事項を全て充足しなければならない。
- (a) 受贈者の権利行使日において、贈与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であること。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (b) 受贈者の権利行使について、予め当社取締役会の承認を得ること
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2024年5月28日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. (6) に準じて決定する。

### (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5 に準じて決定する。

### (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

## 8. 申込期日

2024 年 5 月 13 日

## 9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2024 年 5 月 28 日

## 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	1 名	140 個
当社従業員	12 名	750 個

### III. 支配株主との取引等に関する事項

#### 1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主である当社代表取締役の宮嶋裕二を割当対象者の範囲に含めているため、支配株主との取引等に該当しております。

当社は、2024年3月25日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行は当該方針に則って決定されております。

「当社では規程を定め、支配株主との取引を行う際は取締役会において取引内容及び条件の妥当性等を検討の上で決議することとしており、一般的な第三者との取引条件と同様の公正かつ適切な条件であるかなどに留意し、少数株主に不利益を与えることのないよう対応しております。また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外取締役を配置することとしております。」

#### 2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権は、法令及び当社内で定められた規則並びに手続きに従って発行するものであります。

また、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本新株予約権の内容が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングによって、本新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。

なお、利益相反の疑義を回避するため、支配株主である当社代表取締役の宮嶋裕二は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加していません。

#### 3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の発行は、内容及び条件の妥当性を2024年4月26日開催の当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。当該取締役会決議に際して、支配株主との間で利害関係を有しない独立役員（監査等委員）である社外取締役3名（塩澤義介、伊藤英佑、行方一正）より、概ね以下の理由により本新株予約権の発行が少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書を2024年4月26日付で事前に得ております。

- ① 本新株予約権は、当社グループの企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として設計・付与されており、少数株主を含めた全株主の利益の拡大に寄与するものであること。
- ② 本新株予約権の発行に関する取締役会の審議及び決議には、特別の利害関係に該当する取締役は参加せず、当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられていること。
- ③ 本新株予約権の発行は、法令及び当社内で定められた規則並びに手続きに従ったものであること。
- ④ 本新株予約権の発行内容及び業績条件等については、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであること。
- ⑤ 本新株予約権の発行価格・権利行使価格については、独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、評価に影響を及ぼす可能性のある前提条件を基礎としたうえで、一般的な算定手法を用いて算定したものであり、適切であること。
- ⑥ 本新株予約権の行使がされた場合、その希薄化の程度は限定的であること。

#### IV. 従業員持株会の奨励金付与率引き上げ

##### 1. 引き上げの内容

	変更前	変更後
奨励金付与率	3%	30%

※付与率引き上げの期間：2024年5月～2029年12月

##### 2. 引き上げの目的

当社グループは「わたしたちが創造するモノを通じて、世界の人々をハッピーにすること」をミッションに掲げ、企業価値の向上を目指して各種の経営施策に取り組んでおります。そのためには、開発力の強化のための優秀な人材の確保及び維持が重要であると認識しております。

今回の従業員持株会の奨励金付与率引き上げに伴い、より多くの従業員に自社株式の保有を促進することで従業員の経営への参画意識をさらに向上させるとともに、福利厚生の実施により従業員と会社とのエンゲージメント向上を図り、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

以 上